

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

証券取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、

(重要事実が公表された翌日の終値) × (買付け株数)

－ (買付け価格) × (買付け株数)

となる。

従って、重要事実の公表翌日の平成17年7月14日の株式会社小松製作所の株価の終値は、928円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

(928円 × 1,316,000株)

－ 買付け価額 1,177,461,000円 (注)

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、4,378万円

(注) 買付け価額は、

868円 × 13,000株	869円 × 17,000株
871円 × 20,000株	872円 × 3,000株
873円 × 20,000株	876円 × 18,000株
877円 × 10,000株	878円 × 10,000株
879円 × 20,000株	880円 × 10,000株
881円 × 10,000株	882円 × 21,000株
883円 × 60,000株	884円 × 25,000株
885円 × 40,000株	886円 × 20,000株
887円 × 55,000株	888円 × 78,000株
889円 × 59,000株	890円 × 78,000株
891円 × 78,000株	892円 × 50,000株
893円 × 30,000株	894円 × 20,000株
895円 × 70,000株	896円 × 58,000株
897円 × 33,000株	898円 × 32,000株
899円 × 20,000株	900円 × 10,000株
901円 × 20,000株	903円 × 20,000株
904円 × 10,000株	905円 × 10,000株
906円 × 10,000株	907円 × 24,000株
908円 × 20,000株	910円 × 10,000株
911円 × 20,000株	912円 × 20,000株
915円 × 20,000株	918円 × 10,000株
919円 × 10,000株	920円 × 10,000株
923円 × 34,000株	924円 × 7,000株
925円 × 30,000株	926円 × 7,000株
927円 × 23,000株	928円 × 13,000株

の合計額
となる。